

川西市再生資源集団回収奨励金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、家庭から排出される古紙その他の再生資源集団回収を実施する地域団体等に対し、再生資源集団回収奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、ごみの減量、資源の有効利用及びごみ問題に関する意識の高揚並びにコミュニティ活動の振興を図ることを目的とする。

(交付対象団体)

第2条 奨励金の交付対象は、市内の自治会、子供会、老人クラブ、PTA等の営利を目的としない各種団体であって、再生資源の集団回収を定期的実施するものとする。

(交付対象再生資源)

第3条 奨励金の交付の対象となる再生資源は、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール等）布類、アルミ缶、牛乳パック等とする。

(団体の登録)

第4条 奨励金の交付を受けようとする団体は、再生資源集団回収登録団体申請書（様式1）に会員名簿（様式2）を添えて市長に提出し、あらかじめ登録をしなければならない。

(認定書の交付)

第5条 前条の申請があった団体について、その内容を審査し、適正と認めた団体に再生資源集団回収登録団体認定書（様式3）を交付するものとする。

(奨励金の交付)

第6条 登録団体として認定された団体（以下「登録団体」という。）は、認定日以後に回収した再生資源について奨励金の交付を受けることができる。

(奨励金の額)

第7条 奨励金の額は、予算の範囲内において、登録団体が回収した再生資源1キログラム（1キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）につき3円として計算して得た額とする。

(交付の申請等)

第8条 登録団体は、奨励金の交付を受けようとするときは、市長が定める日までに再生資源集団回収奨励金交付申請書兼請求書（様式4）に再生資源集団回収実施明細書（様式5）及び計量証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、奨励金の額を決定するとともに再生資源集団回収奨励金交付決定通知書（様式6）により、当該登録団体に通知するものとする。

(団体の経理及び報告等)

第10条 奨励金の交付を受けた登録団体は、奨励金の収支に係る経理を明確にしておかなければならない。

2 市長は、登録団体の収支状況その他奨励金の交付の適正を期するために必要があると認める事項について、登録団体に報告を求め、又は調査することができる。

(交付の取消し及び返還)

第11条 市長は、奨励金を受けた登録団体が虚偽の申請、請求その他不正な手段により奨励金の交付を受けたときは、交付の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る奨励金がすでに交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(細 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の川西市再生資源集団回収奨励金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）第4条第2項に規定する登録団体が実施した平成10年3月31日までの再生資源集団回収に伴う奨励金の交付の方法については、なお従前の例による。

3 平成10年1月1日から平成10年3月31日までの再生資源集団回収に係る平成10年4月1日以降に支払いを行う当該奨励金の額は、改正前の要綱6条の規定にかかわらず、改正後の川西市再生資源集団回収奨励金交付要綱第7条に規定する額とする。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の川西市再生資源集団回収奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の回収に係る奨励金について適用し、同日前の回収に係る奨励金については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の川西市再生資源集団回収奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の回収に係る奨励金について適用し、同日前の回収に係る奨励金については、なお従前の例による。

平成 年 月 日

再生資源集団回収登録団体申請書

川 西 市 長 あて

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

㊞

電話番号

川西市のごみ減量・再資源化の促進の趣旨に賛同し、再生資源の集団回収を次のとおり実施しますので、川西市再生資源集団回収奨励金交付要綱第4条の規定により、団体の登録を申請します。

団 体 会 員 数	人
実 施 地 域	
実施地域内世帯数	世帯
実 施 回 数	年 回 ・ 月 回 (毎月第 番目 曜日)
回 収 品 目	1.新聞 2.雑誌 3.ダンボール 4.古布 5.アルミ缶 6.牛乳パック 7.その他 () ※回収品目の番号を○で囲んで下さい。
回 収 業 者 名 等	業者名 電話 ----- 住 所
備 考	

平成 年 月 日

再生資源集団回収登録団体認定書

様

川 西 市 長

平成 年 月 日付の再生資源集団回収登録団体申請について、下記のとおり認定します。

記

1 認定年月日 平成 年 月 日

2 団体認定番号 第 号

3 交付の条件

- (1) 虚偽その他の不正な手段により認定を受けたことが判明したときは、すでに交付した奨励金の全部又は一部を返還していただきます。
- (2) 市長が必要があると認めるときは、資源回収の実施内容等について報告を求めたり、調査をすることがあります。

団体認定番号 号

平成 年 月 日

再生資源集団回収奨励金交付申請書兼請求書

川西市長あて

団体名
代表者住所
代表者氏名
電話番号
(担当者氏名 電話番号)

再生資源集団回収を次のとおり実施したので、関係書類を添えて奨励金の交付を申請します。

Table with 4 main rows: 1. 回収期間 (平成 年 月 日から平成 年 月 日まで); 2. 回収総量及び回収品目 (キログラム (1キログラム未満は切り捨て) 別紙明細書及び計量証明書のとおり); 3. 申請金額 (金 円 (回収総量(kg) × 3円)); 4. 振込先 (金融機関名, 口座番号, フリガナ, 口座名義人, 口座の種類, 普通・当座).

- ※ 注意 ①郵便局は取り扱いできませんのでご了承ください。
②「口座名義人」には必ずフリガナをご記入ください。
③通帳の名義をご参照のうえ、肩書きも正確にご記入ください。

委任状

(代表者と口座名義が異なるときには、記入・押印してください。)

上記金額の受領は、代理人 _____ に委任します。

委任者氏名 _____ (印)
代表者印と同じ印鑑をお願いします。

団体認定番号 _____ 号

再生資源集団回収実施明細書

団体名 _____

実施日 月 日	新聞 kg	雑誌 kg	ダンボール kg	布類 kg	アルミ缶 kg	牛乳パック kg	kg	合計 kg
・								
・								
・								
・								
・								
・								
・								
・								
・								
・								
・								
・								
・								
・								
・								
・								
・								
・								
・								
・								
・								
合計								

※ 回収量の記入に当たっては、計量証明書を基に、実施日、品目ごとに回収量をkg単位で記入すること。

平成 年 月 日

再生資源集団回収奨励金交付決定通知書

様

川 西 市 長

平成 年 月 日付で申請のあつた再生資源集団回収奨励金の交付について、下記のとおり決定したので、川西市再生資源集団回収奨励金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 奨励金交付の対象となる再生資源回収量

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの回収分 kg

2 奨励金交付決定額 金 円

3 交付の条件

- (1) 虚偽その他の不正な手段により交付決定を受けたことが判明したときは、すでに交付した奨励金の全部又は一部を返還していただきます。
- (2) 市長が必要があると認めるときは、資源回収の実施内容等について報告を求めたり、調査をすることがあります。